

(対象名)共同防火管理協議会協議事項

## 1. 本協議会の設置及び役割を次のように定める。

(1) 協議会の名称 \_\_\_\_\_

(2) 協議会の構成員（別紙「協議会構成員名簿」のとおりとする）

(3) 協議会の代表者 \_\_\_\_\_

(4) 協議会事務局の設置場所 \_\_\_\_\_

(5) 協議会代表者の責務

ア 協議会の代表者は、本会の各構成員との協力体制を築き、防火対象物全体の防火管理業務を円滑に推進するように努めることとする。

イ 協議会の代表者は、隨時統括防火管理者に防火上必要な指示、命令をすることとする。

ウ 協議会の代表者は、次の場合には、消防機関に届出をすることとする。

- ・協議会の構成員を変更したとき
- ・協議会の代表者、又は統括防火管理者を変更したとき
- ・協議事項、又は全体の消防計画を変更したとき
- ・その他、消防機関への届出の必要が生じたとき

エ その他の責務

(6) 協議会の役割

ア 協議会において協議すべき事項

- ・「協議事項」の審議、承認に関すること
- ・自衛消防組織の整備及び訓練の実施等に関すること
- ・全体の消防計画の実施に関すること
- ・地震時の対応に関すること
- ・協議会の運営に関すること
- ・その他

イ 協議会の開催

・定例協議会の開催日 \_\_\_\_\_

・上記のほか、協議会の代表者は必要に応じ、臨時に協議会を召集することができる。

## 2. 統括防火管理者の選任及び職務について次のように定める。

(1) 統括防火管理者は 会社 とする。

(2) 統括防火管理者の職務

ア 「協議事項」の作成又は変更に関すること

イ 各事業所の防火管理者その他防火管理業務に従事する者への指示、命令及びこれらの者からの報告の徵収に関すること

ウ 自衛消防訓練の実施に関すること

エ 消防用設備等及び防火上必要な施設等の維持管理に関すること

オ 協議会の構成員等への防火管理上必要な事項の報告、助言に関すること

- カ 工事中の安全対策のこと
  - キ 火気管理及び火気使用制限等のこと
  - ク その他
- 
- 
- 

(3) 統括防火管理者の権限

- ア 防火管理上必要な場合は、協議会構成員の事業所内に立ち入り、防火上必要な指導、監督をし、また、報告を求めることができる。
  - イ 全体の消防計画に基づき、各事業所の防火管理者その他防火管理業務に従事する者へ必要な指示をすることができる。
  - ウ 防火管理上必要な場合は、協議会あるいは協議会各構成員に対して必要な措置を講じるように求めることができる。
  - エ その他
- 
- 
- 

### 3. 事業所の管理権原者及び防火管理者

(1) 各事業所の管理権原者の責務

各事業所の管理権原者は、互いに協力し、共同して防火対象物全体の防火安全性を高めるよう努めなければならない。

(2) 各事業所の防火管理者の責務

- ア 防火管理者は、統括防火管理者の指示、命令を遵守するとともに、防火管理上必要な事項について統括防火管理者に報告し、あるいは承認を受けなければならない。
  - イ 防火管理者は、協議事項に基づき、それぞれの事業所の消防計画を作成し、防火管理業務を行わなければならない。
  - ウ 防火管理者は、相互に連携を図るとともに、互いに協力し合わなければならない。
  - エ その他
- 
- 
-

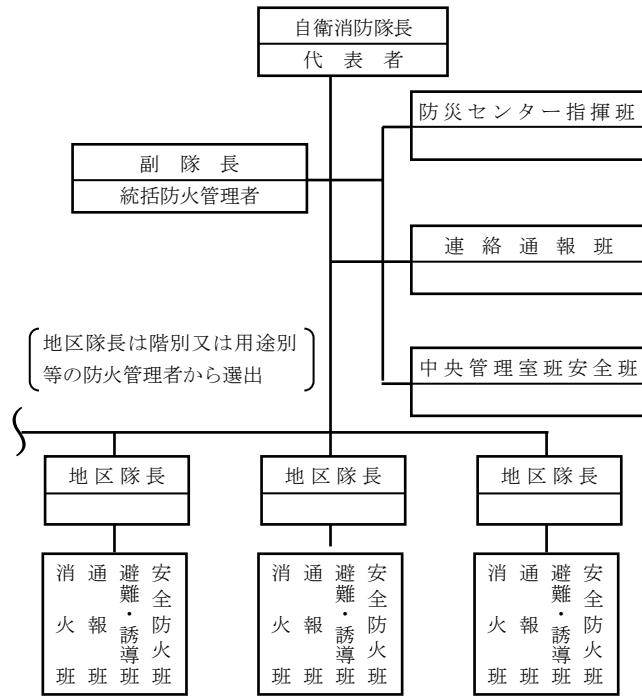
## 4. 全体の消防計画を次のように定める。

### (1) 自衛消防隊の組織及び活動

#### ① 自衛消防隊の組織及び編成

- ・自衛消防隊は本部隊(指揮、連絡、通報、安全防護の各班)及び地区隊(階別、棟別等による消火、通報、避難誘導、安全、防護の各班)をもって編成する。
- ・自衛消防隊長の職務は代表者が行い、火災等の災害に対する自衛消防隊活動(訓練を含む)に対して命令・指揮を行う。
- ・自衛消防隊副隊長の職務は統括防火管理者が行い自衛消防隊長を補佐するものとする。
- ・地区隊長の職務は、階別又は用途等で予め選出された防火管理者が行い、当該地区で発生した火災等の災害に対する一次的自衛消防隊活動(訓練を含む)に対して、命令・指示を行う。
- ・本部隊及び地区隊は相互に連絡を密にし、積極的に協力し、災害に対処しなければならない。
- ・地区隊長は自衛消防隊長の指示命令を遵守するとともに、必要事項については直ちに報告しなければならない。

#### ② 共同防火管理自衛消防隊の組織を次のように定める。



- ・指揮班は防災センターに指揮本部を設置し、避難・消火等の状況を把握し、命令の伝達・情報の確保等に当たる。
- ・通報連絡班は全事業所への災害の連絡及び“119”通報を行うとともに、各階の指示連絡等に当たる。
- ・安全防火班は防火戸の閉鎖・排煙・延焼防止・人命救助等を行う。
- ・安全措置班は救護所等の設置、応急手当等を行う。

### (2) 通報・連絡体制を次のように定める。

#### ① 防災センター

- ・防災センター勤務員は、自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めたときは、直ちに係員を職場に派遣するとともに、電話等で火災の状況を確認すること。
- ・防災センター勤務員は火災を確認後、直ちに消防機関へ通報するとともに、自衛消防隊長に報告し、放送設備により必要に応じた周知措置を講ずる。
- ・各事業所の通報連絡担当は、出火場所、火災の状況等を防災センターに報告する。

#### ② 休日・夜間の連絡措置

- ・休日・夜間に火災が発生した場合、直ちに“119”通報後、消防活動を行うとともに、ビル残留者等に火災の発生を知らせ、自衛消防隊長等の関係者に別に定める緊急連絡網により知らせる。
- ・消防隊に対しては火災発見の状況、延焼状況等の状況を知らせ、火点への誘導を行う。
- ・

## 特記事項

(上記表で書けない場合等、必要事項を記入してください。)

(3) 消防活動を行う際の一般的な必要事項を次のように定める。

冷静な判断

- ・火を見てもあわてず何が燃えているか確認する。
- ・みだりに窓、その他の開口部を開けたり破壊したりしない。
- ・とりあえず手近にあるもので叩き消す。
- ・水バケツ、砂、消火器などを使用する。
- ・消火器の使用限度は、火が天井に着火するまでとし、いつまでも消火に執着しない。
- ・各階又は各場所の消火器を集めのような時間のかかることは絶対にしない。
- ・屋内消火栓の使用は火災覚知と同時に始める。
- ・屋内消火栓の操作順序は、「起動ボタンを押す」「ホース延長」「ノズルを火点に向ける」「バルブを開ける」とする。
- ・ホース延長の際、ホースのねじれ、折り曲げなどの放水障害に注意する。
- ・屋内消火栓による消火も限度があるので、効果がないと判断したら直ちに避難する。

姿勢は低く

- ・密閉された部屋の開口部をあけるときは、注水の用意ができるからとする。その際は必ず姿勢を低くする。
- ・密閉された部屋の開口部を開けたり、破壊された場合は、部屋全体が炎に包まれ、急激に煙の噴出する爆燃的火災現象が発生やすいので十分注意する。
- ・火点に注水後は急激に蒸気を含む煙が増加するので驚かない。
- ・タオル等で口を覆い低い姿勢で注水作業を行う。
- ・延焼などの部分に及ぶか予想し難いから、周囲の状況に注意し、退路を考え深追いしない。
- ・スプリンクラー設備により自動消火した場合、消火を確認した後、速やかに警戒区域のスプリンクラー制御弁を閉鎖し、水損防止をする。

(4) 消防隊の支援活動を行う際の必要事項を次のように定める。

- ・消防隊が現場到着した場合は、火災、延焼状況等、負傷者、逃げおくれ等の有無を報告する。
- ・消防隊と放水作業等の交替は円滑に行う。
- ・消防隊との要請により、消防隊の消火活動を支援する。

- ・消防車両進入障害物を除去し、消防車両を誘導する。
- ・消防隊員を火災現場に誘導する。

(5) 個別消防活動を行う際の必要事項を次のように定める。

特殊消火設備による活動

- ・小規模火災のうちには消火器を使用する。
- ・的確な判断により早期に特殊消火設備の使用を決心する。
- ・使用時は付近の関係者に注意を喚起する。
- ・特殊消火設備を使用した旨を直ちに指揮班に連絡する。
- ・特殊消火設備を使用した旨を消防隊にも直ちに連絡する。
- ・使用後は関係者は早期に避難する。
- ・鎮火後は換気を行った後でなければ絶対に入室しない。
- ・入室は現場責任者の許可を得た後とする(入室する場合は、空気呼吸器等を着装する。)。
- ・ガス系の場合は起動する際無人であることを確認する。
- ・不活性ガス消火設備の場合は特に上記各項については留意すること。

安全班の活動

- ・対象物全体の空調設備の停止、又は一部運転等の判断を速やかに行う。
- ・対象物全体の排煙対策を決定する。
- ・対象物全体の防火区画、階段区画等の閉鎖状況を確認する。
- ・火災の推移に応じ、ボイラー運転又は停止、電力保持又は停止等の必要な措置を行う。
- ・非常用エレベーター、一般エレベーターの呼び戻しをする。
- ・ガス漏洩事故の際、ガス緊急遮断弁によりガス遮断する。
- ・上記各項目について、特に防災センター合意のもとに行い連絡を密にする必要がある。

各階安全班の活動

- ・各階設置の空調設備の停止又は一部運転等の判断を速やかに行う。
- ・各階に設けられた排煙設備を操作又は作動させる。
- ・各階の防火区画、階段区画の閉鎖措置又は閉鎖の確認を行う。
- ・各階のガス施設その他の危険物施設等の安全措置を行う。
- ・上記の措置を行った場合は直ちに安全班に通報する。
- ・必要に応じて、防災センターの指示を受け、行動するものとする。
- ・作業中に危険を感じた場合は直ちに避難しなければならない。
- ・安全措置に関する細部計画は共同防火管理規約に定める。

(6) 避難及び避難誘導上必要な事項を次のように定める。

避難の開始

一出火現場

- ・火災を発見した者は周囲に大声で知らせる。
- 一出火現場から離れた場所

  - ・責任者はリーダーシップを發揮して的確に現場状況を判断し避難行動を指示する。
  - ・パニックを防止するのは責任者の自信に満ちた指揮と行動であるから、拙速を尊び明確に指揮する。
  - ・なるべく制服や腕章を着用している者が、リーダーシップをとった方が効果がある。
  - ・自動火災報知設備等の警報ベルが鳴ったときは直ちに避難開始の準備を始める。
  - ・非常放送を聞いて避難行動を決定する。
  - ・非常放送がなければ、防災センター事務室等に問い合わせる。
  - ・応答がなければ状況は悪いと判断して直ちに避難を開始する。
  - ・いたずらに騒ぎたて、無秩序な行動にならないようとする。
  - ・地震発生のときは、必ず係員が必要な指示をする。

避難の方法

- ・各階の避難誘導班の責任者は状況に応じて、当該場所の最適避難方法を決定する。必ずしも避難パターンは一つに限定しない。
- ・避難順序は、
  - 1 横方向への避難(避難橋、連絡通路等の利用)
  - 2 下階方向への避難(屋外階段又は特別避難階段などの利用)
  - 3 上階方向への避難(屋上、屋上避難広場の利用)
 とする。
- ・エレベーターによる避難は行わない。
- ・避難器具は最終的な方法とする。
- ・避難場所は予め定められた場所とする。
- ・必要に応じ応援要請をする。
- ・必要に応じて、タオル・マスク等を使用する。

指揮班の避難誘導

- ・指揮班による指揮連絡本部を火災後直ちに防災センターに設ける。
- ・出火場所のみならず各階の情報把握につとめ全館の状況を判断して、避難誘導を行う。
- ・火災状況を全館に放送する。特にパニックを防止するため放送内容に注意する。
- ・各階ごとに避難方向、階段の状況について必要な指示を与える。
- ・消防隊に現在の避難状況、誘導方法、残留状況等を詳細に具体的に報告する。
- ・防災センター(事務室)等は火災発生後はいかなることがあっても出来る限り無人にしない。
- ・必要がある場合には避難救護場所の設定をする。
- ・総合操作盤の担当者に、社(店)内の防火規則に定められたマニュアル(操作手順)に従って、総合操作盤の操作を行ったことの確認をする。
- ・以上のはほか、細部については共同防火管理規則で定める。

(7) 火災予防対策について必要な項を次のように定める。

権原の明確化

- ・各管理権原者の権原の範囲は、原則として、当該防火対象物における各管理権原者の当該占有部分とし、所有者にあっては階段等の共用部分を含むものとする。ただし、区分所有の場合においては、各管理権原者の当該専用部分と階段等の共用部分とする。
- ・これと異なる場合又は管理権原が複雑になる場合は、別図等で明確化を図る。

消防用設備等の定期点検義務及び報告の明確化

- ・消防用設備等の法定点検及び結果報告は、 株式会社の の責任により行う。
- ・消防用設備等の法定点検は、点検業者 に委託して、 月と 月の年2回実施する。
- ・点検結果報告は毎年 月に消防署に報告する。
- ・点検を実施する場合は 株式会社の防火管理者が立会う。

消防用設備等の自主点検

- ・共用部分については 株式会社、各事業者の占有部分は、各事業者の責任により行う。
- ・自主点検は適宜行うものとし、各事業者の消防計画の定めるところによる。
- ・

防火対象物の定期点検及び報告

- ・毎年、防火管理上必要な業務について防火対象物点検資格者に点検させるほか、日常の自主点検を行う（自主点検の方法、内容等は社(店)内防火規則に定める。）。
- ・その点検結果を毎年 月に消防署へ報告する。
- ・上記の法定点検は(自社、委託)で行う（委託の場合の委託先は次のとおり。）  
委託先： \_\_\_\_\_
- ・防火対象物のすべての部分が点検基準に適合している場合には、点検済みの表示を行う。  
(表示場所： \_\_\_\_\_)
- ・防火対象物定期点検報告制度に関し、特例認定が認定された場合には、特例認定の表示を行う。  
(表示場所： \_\_\_\_\_)

**避難通路の確保**

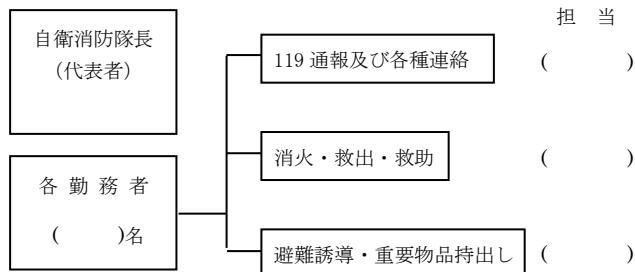
- ・階段、廊下、通路等の避難経路には物品を置かない。
- ・屋外階段、避難階での非常口は鍵をかけない。
- ・屋外階段、避難階での非常口の錠は、非常錠とする。
- ・防火戸は正常に作動するよう日頃から維持管理し、防火戸の機能障害を排除する。
- ・避難の経路となる部分及び消火器、自動火災報知設備の受信機、放送設備、屋内消火栓箱、スプリンクラー制ぎよ弁等の周辺は常に整理整とんし、使用を妨げる物品等を置かず、避難及び消火活動の支障にならないようにする。
- ・避難誘導等に支障を生ぜしめないよう適正な定員確保に努める。
- ・以上のほか避難通路等の確保について、必要な事項は、共同防火管理規約に定める。

**放火対策は次のようにする。**

- ・死角となりやすい廊下、階段等に可燃物を置かない。
- ・物置、ゴミ集積所等の施錠管理に注意する。
- ・挙動不審者に注意する。
- ・遠隔監視装置等の導入を図る。

**特記事項**

(8) 夜間・休日の防火管理体制を次のように定める。



(9) 工事中の防火管理については次のように定める。

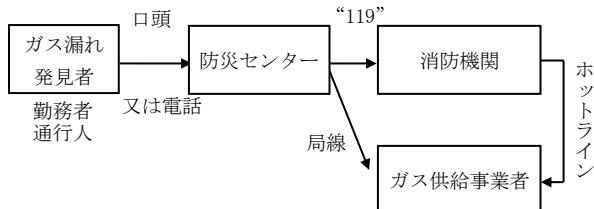
- ・増改築、大規模な修繕、機械替等の工事をする場合、事前に消防署に相談し、工事内容により工事中の消防計画を作成し、届け出る。
- ・使用部分と工事施工部分の防火管理に関しては、防火管理者と工事元請人との間で協議して定める。
- ・上記工事中における防火管理計画の内容は次の事項とする。
  - ア. 工事部分の自衛消防組織に関すること
  - イ. 工事部分の消火、通報、避難に関すること
  - ウ. 工事部分における溶接器・バーナー等の火気使用設備器具、引火性物品、危険物品、喫煙、その他の火気管理に関すること
  - エ. 工事作業員の監督および防災教育に関すること
  - オ. 使用部分と工事部分との緊急時の連絡方法に関すること
  - カ. 使用部分と工事部分との区画方法に関すること
  - キ. 使用部分の避難に関すること
  - ク. その他必要な事項
- ・以上のはか工事中の防火管理について、必要な事項は共同防火管理規約に定める。

(10) 火気管理については次のように定める。

- ・各部署ごとに火元責任者を定め、法令の定めるところにより、炉・ボイラー・ストーブ・こんろ・裸火等の火気管理を行わせる。
- ・ガス・こんろ・電熱器等は指定場所以外で使用しない。
- ・避難時には使用火気の後始末を十分にすること。
- ・喫煙・喫煙場所の指定など、喫煙管理を十分に行うこと。
- ・その他必要な事項は共同防火管理規約に定める。

### (11) ガス漏れ事故対策を次のように定める。

- ・ガス漏れ事故対策は、ガス防火管理者（防火管理者）の指示の下に行う。
- ・平素から、ガス器具、ホース、各コックの老朽、破損等の点検整備をし、不適当使用は厳に禁止する。
- ・ガス機器使用後は必ず閉栓することを義務づけ、夜間、休日は保安員が点検する。
- ・ガス漏れ時は付近のガスコックを閉鎖し、火気厳禁とともに、次により遅滞なく“119”等にガス漏れ状況、爆発状況を詳細に通報する。



- ・緊急時には二次災害に十分考慮を払い、必要に応じ時機を失せずガス供給遮断弁を閉鎖する。
- ・館内通報の内容はおおむね次のとおりとする。
  - ア. ガス漏れ事故発生場所とその概要
  - イ. 火気使用禁止の指示とその範囲
  - ウ. 避難誘導及びその指示等
- ・消防隊及びガス供給事業者の到着時、実施措置内容、事故概要等の情報を報告するとともに、必要な指示を受け協力する。
- ・統括防火管理者は、ガス遮断弁、配管系統図等を作成し、関係者に周知させるとともに、遮断方法を熟知させること。
- ・以上のほか、ガス漏れ事故対策について必要な事項は共同防火管理規約に定める。

- ・通報内容は「〇〇〇〇でガス漏れがしています（ガス爆発がありました）。所在は〇〇〇〇です。ガス漏れ（爆発）部分は〇階の〇〇です。ガス漏れ範囲は〇〇〇〇〇です。」等とする。
- ・館内への避難通報は、混乱を引き起こさせぬよう十分考慮するとともに、ガス漏れの規模、範囲等に応じて最小限の応急措置要員を残し、必要な避難誘導を行う。

### (12) 震災対策措置は次のとおりとする。

#### 地震予知情報又は警戒宣言が発せられた場合等の震災対策措置

- ・統括防火管理者及び防火管理者等は、地震災害の未然防止のため平素から、耐震措置、出火防止、防災体制の確保等を図らなければならない。自衛消防隊長は直ちに自衛消防隊を編成し、地震発生に備えるとともに、関係各部署に対し必要な指示・命令をする。
- ・通報連絡班は地震情報の入手・収集につとめ、必要に応じて関係各部署に連絡・伝達を行う。
- ・指揮班は自衛消防隊と協議のうえ、在社(店)者等を直ちに避難させるかどうかを決定する。
- ・避難させる場合には、各階通報班に連絡し、パニック等の異常事態を惹起しないよう具体的な避難方法を指示する。
- ・直ちに避難させる必要がない場合には、非常放送等により地震情報を具体的に在社(店)者等に広報する。
- ・各階避難誘導班は落下物、器物倒壊等により通行障害にならないような避難経路を選定しつつ確保する。
- ・各階消火班は消火器、屋内消火栓の点検を行う。
- ・各階消火班、安全班は社(店)内の火気使用の中止又は制限を行うとともに、その転倒・落下防止等の措置を行う。
- ・安全性は社(店)内外の落下・転倒・崩落等のおそれのある物品（看板・積荷・外壁・窓ガラス・器具什器・ロッカー等）の点検ならびに固縛、補強等の措置を行う。
- ・安全班は消防用設備等の全般の点検及び、自家発電設備の始動点検をする。
- ・安全班は危険物施設及び、物品の点検ならびに流出、落下、転倒防止対策を行う。
- ・非常用資機材ならびに飲料水、非常食料、医薬品等の点検、整備を行う。
- ・各階消火班、安全班は各担当部署ごとに、地震時に火気使用設備の使用停止措置を行う。その際の担当範囲は出来る限り小範囲とする。
- ・安全班はボイラー、空調機等は保安上必要なもの以外は直ちに停止する。
- ・地震時または、揺れのおさまった後、買物客等が屋外に一斉に避難しようとするときは、直ちに大声で制止するなどの措置を講ずる。
- ・統括防火管理者は、地震後直ちに関係各部署から被害報告を求め、必要な措置を講ずる。
- ・地震後、在社(店)者を屋外に避難させる必要があるときは自衛消防隊長の指示により開始し、避難先等を明瞭にするとともに、避難人員等を把握する。
- ・以上のほか、細部事項については各地方公共団体の作成する地域防災計画の趣旨に則り、共同防火管理規約で定める。

### (13) 危険物施設に対する安全対策

- ・危険物取扱者は法令の定める自主点検等を確実に実施し、危険物施設の適性管理に努める。
- ・危険物施設の維持管理については、別に定める予防規定により従業員に徹底させる。
- ・危険物取扱者等は常に防火管理者と連絡を密にし、危険物施設の維持管理、災害防止に努める。
- ・危険物施設の改修工事に際し、火気又は火気の生じるおそれのある工事を行うときに防火区画等火災予防上安全な措置を講ずる。
- ・危険物の流出。漏洩事故に際しては、周辺への拡大防止と回収等の応急措置を講ずる。
- ・その他（）

(14) 防災教育は次のようにする。

- ・統括防火管理者は、防火管理者に対し、防災研修会を行う。
- ・統括及び各防火管理者は全従業員に防災講習を行う。
- ・協議会構成員(各階管理権原者)は上記研修等に積極的に協力し、関係者等を出席させること。
- ・すべての従業員は上記講習等に積極的に参加すること。

(15) 防火管理台帳の作成並びに保存

- ・防火管理台帳に「防火管理者選任(解任)届出書」、「消防計画」、「社(店)内防火規則」、「防火管理台帳総括表」、「棟別状況表」、「危険物施設及び条例届出施設等一覧表」、「防火管理業務記録」及び「立入検査結果通知書」などその他の必要な書類(消防法第8条の2の2の適用を受ける場合等)を保存するとともに、必要な記録を行う。
- ・消防法令により必要とされる「消防用設備等点検結果報告書」、ボイラー、変電設備、LPG 等の各種届出を消防署に届け出、副本を保存する

(16) 共同防火管理規約の作成

- ・本消防計画を実施するため必要な細部事項は、共同防火管理規約(社(店)内防火規則)に定め、その周知徹底を図ることにより、火災予防ならびに人命安全確保に努める。
- ・本消防計画ならびに社(店)内防火規則は常に見直しにつとめ、当該防火対象物の実態に合致した内容になるよう協議代表者、協議会構成員、防火管理関係者等は努力しなければならない。

(本消防計画以外に特記事項があれば記入してください。)

**特記事項**

## 協議会構成員名簿

別紙

使用階	管 理 権 原 者 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)	電話番号

\*すべての管理権原者を記載できない場合は、同じ用紙を使用してください。